

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新庄市長 山科 朝則

市町村名 (市町村コード)	新庄市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	昭和地区 (昭和一、昭和二、昭和三、昭和四、昭和五)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

昭和地区の農家を中心として、農業経営が行われているが、農家の高齢化や資材高騰、異常気象の影響によって離農者が多くいる。また、後継者がいない農家の割合も高い状況である。しかしながら、もともと営農が盛んな地域のため、農家戸数が他の地域よりも多く、経営規模拡大の意向がある農家も多くいる状況であり、集約化がカギとなる。また、地域として、持続可能な営農を仕組みを検討・実践することが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心的な担い手は54経営体ほどおり、その経営体が地域内の農地を優先的に担っていくこととする。また、水稻の生産については、担い手への集約化を推進し、効率的な営農を地域として進めていく。また、古くから耕畜連携の取組を実践してきた地域であるため地域内に複数の生産組合が組織されており、今後も飼料用作物(牧草・えん麦)や飼料用米の作付面積を拡大する方向性である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	380 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	調整中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	調整中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後の地域計画の話し合いの中で、農用地区域については確認整理していく予定である。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営規模拡大意向のある担い手や新規就農者が地域内の農地を優先的に耕作していくこととする。地域内営農者相互に農地の出し手情報の交換及び収集を図りながら、現担い手や将来的担い手への農地の集約化を働きかけていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営農地の集約化をより推進していくため、出し手となる農地所有者は、原則農地を農地中間管理機構へ貸し付けていくこととする。地域の担い手が、病気やケガなど様々な事情により営農の継続が困難になる場合については、農地中間管理機構の農地バンクとしての機能を活用し、農地の円滑な耕作継続が出来るよう、新たな受け手への貸し付け等を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
より効率的な営農のため、基盤整備が必要となる地域内の農用地については地域の担い手で検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手が営農をしていく上での意向を踏まえながら、当地区の農業関係団体内で協議を重ね市及び農業協同組合などの営農に関わる各種組織と連携しながら、地域の担い手の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--